

団塊世代・元気高齢者による地域活性化推進事業実施要綱

平成 20 年 5 月 28 日

20 福保高在第 119 号

第 1 目的

この事業は、団塊世代や元気な高齢者が自らの豊かな知識、技術、経験を活かして地域の高齢者福祉を始めとした福祉保健の多様な分野の活動に参加し、地域を支え、地域の担い手として活躍することで地域を活性化するための仕組みづくりを検討し、モデル事業を実施するものとする。

第 2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都とする。

なお、第 3 の 2 に規定する事業については、東京都の区域において、地域に根ざした高齢者支援や子育て支援活動等を実施している NPO 法人などの団体及び組織に委託して実施することができる。

第 3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- 1 団塊世代・元気高齢者地域活性化推進協議会の設置
- 2 団塊世代・元気高齢者による地域活性化モデル事業（仮称）の実施

第 4 団塊世代・元気高齢者地域活性化推進協議会

1 目的

団塊世代・元気高齢者が地域の福祉保健分野の担い手となって地域を活性化するための仕組みを検討するため、団塊世代・元気高齢者地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 検討事項

協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 地域社会の変化や地域が抱える課題を整理し、団塊世代や元気高齢者が地域で活躍するために必要な事項
- (2) 「地域の担い手」としての人材育成の在り方に関する事項
- (3) 活動に参加する側（担い手）と支援を必要としている側（受け手）とのマッチングに関する事項
- (4) NPO 法人、他自治体等が既に独自の取組で実施している高齢者支援、地域の助け合い等の事例の検証
- (5) 第 3 の 2 に規定するモデル事業について提案し、実施後の検証
- (6) 「新しい高齢者像」を発信し及び団塊世代・元気高齢者による地域活性化の機運づくり
- (7) その他必要な事項

3 協議会の名称

協議会の名称には、必要に応じて通称を設定することができる。

4 構成

協議会は、学識経験者、都民団体、行政関係者、都民等のうちから、福祉保健局長が委嘱する20名以内の委員で構成する。

5 委員の任期

(1) 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。

(2) 委員に欠員が生じた場合、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

6 会長及び副会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(2) 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。

(3) 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

7 招集等

(1) 協議会は、会長が招集する。

(2) 会長は、3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

8 協議会及び協議会に係る資料の取扱い

協議会及び協議会に係る資料は、個人のプライバシーに関する事項を除いて、原則として公開とする。ただし、会長又は副会長の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、協議会又は協議会に係る資料を非公開とすることができる。

9 委員への謝礼の支払い

協議会への出席に対しては、謝礼を支払うこととする。

10 事務局

協議会の事務局は、福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課に置き、庶務は事務局において処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第5 団塊世代・元気高齢者による地域活性化モデル事業（仮称）

団塊世代・元気高齢者による地域活性化モデル事業（仮称）の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用し、平成23年3月31日を期限とする。